

2020年9月28日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組み－4

緊急事態宣言が解除されてから4カ月経過し、第二波とみられる7・8月の新規感染者の急増も落ち着いてきておりますが、今年の秋冬季はインフルエンザウイルスとの重複での大量感染の可能性もあり警戒を強める必要があります。しかしながら、新型コロナウイルスは接触感染と飛沫感染が主たる方法なので、感染予防のために必ず実施すべきこと・避けなければいけない事が明確になってきております。にじの会では利用者・ご家族・職員等で感染予防を徹底実施し、感染危険性のある場所・機会の回避を徹底する事で、新型コロナのワクチンや治療薬が利用できるまで、施設内感染を防止していきたいと考えております。同時に感染発生時の検査・医療・隔離等の体制準備もBCP計画として進めております。

10月以降の事業運営と予防策は以下の通りとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

10月以降の事業運営について

1. 行事予定の変更

- ①地域交流行事は予防対応が困難なため、今年は中止します。

にじの会まつり (10月24日予定) 中止

- ②内部行事は3密を避ける方法で感染予防を徹底して実施する予定です。

スポーツ大会 ウォーキング方式で実施予定 (11月20日予定)

クリスマス会 事業所別に実施予定 (12月18日予定)

成人式 本部での式のみ実施予定 (1月8日予定)

- ③第2回にじの会美術作品展は感染予防策をとって開催予定です。

三鷹市芸術文化センター (3月25日～28日予定)

2. 家族会等

- ①各利用者の個別支援計画中間総括面談は10月に予定通りに実施予定です。

- ②日中参観の第76回施設家族連絡会は中止します。(12月4日予定)

3. 地域貢献事業

- ①買い物送迎支援事業は安全を確保した方法で9月29日から再開します。週2回の買い物送迎支援と買い物代行支援を週1回実施します。

今後も継続する感染予防策は以下の通りです。

1. 通所利用者の感染予防策

- ①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必要に応じて通院してください。
- ②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤にし、マスク着用を徹底してください。
- ③夜間や週末の人混みへの外出を避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる場所・方法で行ってください。
- ④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。
- ⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。
- ⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

- ①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、通院を行います。
- ②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。
- ③週末等の施設外への外出は、人混みを避け、徒歩や公用車で安全な場所への外出とします。
- ④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所をお願いします。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる行先・方法で行ってください。
- ⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での面会とし、フロア内に入らないようにしてください。

3. 外部者の施設入館の制限

- ①利用者の活動を指導する顧問・囑託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。
- ②外部からの研修（公務員研修・施設交流研修等）・見学は当面休止を継続します。
- ③特別支援学校等からの実習は、10月以降、打合せの上、安全な方法で実施します。
- ④職員採用・利用希望者等の面接は、随時、安全な方法で実施します。
- ⑤物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。
- ⑥施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。

4. 日中活動時の感染予防策

- ①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所への徒歩・公用車による外出に限定します。安全な場所については確認の上、拡大していきます。
- ②外部の体育館等の使用は、安全な施設に限定し3密を避ける方法で実施します。
- ③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

5. 感染拡大防止のためのPCR検査等の受検

- ①利用者が発熱等の体調異常を発した場合、必ず通院し新型コロナウイルス感染の可能性があればPCR検査等を受けることになっていますが、入所利用者の場合は、配置医の診断によりPCR検査や抗原検査を受けることができる体制をとっていきます。
- ②職員が発熱等の体調異常を発した場合や家族等での濃厚接触者が生じた場合、必ず通院し可能性があればPCR検査等を受けるように指示していますが、この場合のPCR検査等の費用は法人が負担することし、積極的に受検する体制をとっていきます。
- ③東京都が予定する障害者支援施設の入所者・職員の一斉PCR検査等については、具体的指針が出た時点で実施方法を連携医療機関と協議して進めます。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。また、感染が継続中なので観光旅行については当面自粛することで感染リスクの回避を図りたいと考えています。ご協力をお願いします。